諮問庁:公安審査委員会委員長

諮問日:令和3年8月6日(令和3年(行情)諮問第311号)

答申日:令和4年9月15日(令和4年度(行情)答申第221号)

事件名:特定団体の観察処分の更新決定に際し被請求団体から提出された文書

の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

令和3年1月6日団体規制法に基づく特定団体Aの後継団体への観察処分の更新決定に際し公安調査庁長官から提出された証拠書類等並びに被請求団体から提出された陳述書及び証拠書類等のうち、別表に掲げる文書(以下、順に「文書1」ないし「文書124」といい、併せて「本件対象文書」という。)につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月15日付け公安審第12 号により公安審査委員会委員長(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)を取り消し、開示請求の対象となった行政文書のうち公安調査庁長官に移送された部分を除く部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求人は、令和3年1月12日、処分庁に対し法3条に基づき、「令和3年1月6日団体規制法に基づく特定団体Aの後継団体への観察処分の更新決定に際し公安調査庁長官から提出された証拠書類等並びに被請求団体から提出された陳述書及び証拠書類等」の行政文書開示請求をした。

処分庁は、令和3年2月5日、開示対象文書のうち「公安調査庁作成に係る以下の行政文書 1更新請求書添付の証拠書類等 2被請求団体の主張に対する意見 3被請求団体の主張に対する意見の添付書類」について公安調査庁長官について法12条に基づき移送した。

処分庁は、令和3年2月10日、法10条2項に基づき、開示決定

等の期限について「開示請求のあった日から60日間」に開示決定等の期限の延長をする旨の決定をした。

イ 処分庁は、令和3年3月15日、公安調査庁長官に移送された行政 文書を除く開示請求対象文書について行政文書不開示決定をし、同月 16日、審査請求人は行政文書不開示決定通知書を受領した。

不開示とした理由について全文書について①「被請求団体の活動等に関する情報が記載された部分」について、「団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、その正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する。」②「公表されていない情報が記載された部分」に該当するとして、「公にすることにより、今後の同種事案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与えるなど、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。」とし、一部の行政文書について、個人の氏名等が記載された部分について、「特定個人に関する情報であって、法5条1号に該当する。」として、結局、移送部分を除く開示請求対象文書の全文書を不開示とした。

ウ しかし、「被請求団体の活動状況等に関する情報」のすべてが当然に、公にすることにより、その正当な利益を害するおそれがあると認定されるわけでない。不開示決定通知書に記載された理由のみでは、いかなる根拠で団体又はいかなる事業を営む個人のいかなる正当な利益を害するのか判然とせず、行政手続法8条で求められる理由が提示されているといえず、そもそも理由不備で原処分は取り消しを免れない。

また,「個人の氏名等」というが,「等」の範囲が不明確であり,等のうちどの部分が個人識別情報に該当し法5条1号に該当するか判然とせず,この点でも行政手続法8条で求められる理由が提示されているといえず,そもそも理由不備で原処分は取り消しを免れない。

エ 仮に、当該理由の提示で足りるとしても、当該情報を開示したこと によって何ら被請求団体等の正当な利益を害することにならない。

過去の情報公開・個人情報保護審査会答申によれば、「個々の信者には、本件団体における宗教的行為を他からの観察・監視を受けないで行う自由が憲法上保障されている。・・・個々の信者の上記のような憲法上の自由の享受を確保することにつき、宗教団体としての正当な目的・利益を有するものであり、その観点からは、本件団体が団体として、その人的・物的構成要素や資産・負債の内容及びその活動状況について他者から観察・監視を受けないことが法5条2

号イにおいて保護されるべき法人等の正当な権利利益に該当するものと言うべきである。」とされる。

しかし、憲法で保障されている信教の自由は、公権力から信教の自由を妨げられないという意味であって、公権力たる国家機関からその宗教活動について観察・監視を受けない憲法上の権利があるとはいっても、国家機関以外の報道機関等の私人が当該宗教団体の活動内容について、プライバシー権を侵害しない範囲内で、観察・監視をして報道するようなことを制約するものではない。

そして、信教の自由といえども絶対無制限のものでないことは最高 裁判所昭和38年5月15日大法廷判決が示すとおりである。

今回開示決定等処分の対象文書は、あくまで被請求団体に提出の法的な義務を課して提出を求めたものではなく、被請求団体の任意の意思で処分庁に提出されたものに過ぎず、まさに当該団体の自律的な意思の形成や活動に基づき提出された文書といえる。過去の審査会答申では、それが一般に公にされた場合には、そのことによって、本件団体の自律的な意思形成や活動に支障が生じるおそれがあることは否定できないとするが、その内容は被請求団体が訴訟で述べた主張や公安調査庁長官の観察処分の立ち入り検査等の内容、すでに公表されているテレビ報道の動画、公安調査庁のホームページの抜粋、被請求団体のホームページの内容等が中心であり、これらの情報の全部について公にすることにより当該団体の正当な利益を害するとは考えられないものである。

さらに、公安調査庁長官の観察処分に関するものについては、被請求団体に関する情報ではなく、国の機関の事務に関する情報というべきものも多数含まれているといえる。

また,過去の審査会答申では,官報公示や外部への情報提供等を超えて,更に本件団体に関する情報を公にすることは,本件団体における宗教的活動等を不当に他からの観察・監視にさらすだけではなく,その具体的内容によっては,他からの誹謗・中傷や暴力的干渉等を引き起こす可能性があり得るものと認められるともしている。

しかし、官報公示の趣旨が、決定の性質及び目的にかんがみ、決定の内容及び理由を官報公示によって広く一般国民に知らせることで、規制手続の公正とこれに対する国民の信頼を確保しようとしたことにあるものと解されるものである以上、その根拠となった具体的な被請求団体の主張や証拠を開示することはより一層規制手続の公正とこれに対する国民の信頼を確保することにつながるものである。したがって、法に基づき、被請求団体から提出された意見書及び証拠書類等を開示しても、これは被請求団体の任意の意思に基づき提

出された文書を公開するにすぎず、本件団体における宗教的活動を 「不当に」他からの観察・監視にさらすものでない。被請求団体は 現に無差別殺人行為を起こす危険性を有する団体として認定され, また、過去に破壊活動防止法(以下「破防法」という。)に規定す る破壊的活動を行った団体であると処分庁に認定されている団体で あり、現に観察処分の更新を受けており、一般の国民からその活動 内容について観察・監視の対象となったとしても、受忍限度の範囲 内といえる。また、宗教団体の活動内容が他の者から観察・監視の 対象となったとしても、それ自体は、当該団体による無差別大最殺 人を再発することのないように国民の不断の監視にさらすにすぎな いという正当な利益を有し公共の利害にかかわることであること、 宗教活動を行うことを禁止するものではなく、そもそも憲法は公権 力の行為をその対象とするものであって、被請求団体から提出され た書類等を開示することが直ちに憲法や無差別大量殺人行為を行っ た団体の規制に関する法律(以下「団体規制法」という。)に抵触 するものでない。

また、現に公安調査庁はそのホームページ等で、それ自体は団体規制法において特段の規定はないが、「特定団体A事件の風化の防止を図るとともに、いわゆる特定団体A問題に関する啓発をより一層強化する」として、被請求団体の意に反する形で観察処分で得た情報を特定動画共有サービス広告で流したり、報道機関に対して被請求団体に関する情報を提供したりしているが、これ自体も一面では被請求団体における宗教的活動等を他からの観察・監視にさらす行為と評価できないわけではないものの、団体規制法はもとより憲法も、公共の安全の確保のために、被請求団体の活動について啓発するために観察処分等で得た情報を国家機関が開示することは許容されていると解するべきである。

団体規制法2条は「国民の基本的人権に重大な関係を有するものであるから、公共の安全の確保のために必要な最小限度においてのみ適用すべきであって、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあってはならない。」と規定する。

法5条2号柱書ただし書きにおいては、仮に法5条2号イに該当する情報といえども、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」とされており、団体規制法に基づき収集した情報であるとしても、無差別大量殺人行為を行った団体に関し、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要と認められる情報については、公共の安全を確保するために必要な最小限度において、法に基づき

被請求団体に関する情報を開示することは団体規制法においても予定されているものというべきである。現に、開示決定等の対象になった文書は無差別大量殺人に及ぶ危険性を有する団体に関する情報であり、当該団体の活動に関する情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する。

さらに、他からの誹謗・中傷や暴力的干渉等を引き起こす可能性があり得るとされる情報が含まれているかは、個別具体的に各情報の性質を踏まえ判断すべきものである。しかし、標目を見る限り、文書の性質上そのすべてが他からの誹謗・中傷や暴力的干渉等を引き起こす可能性があり得るとされる情報が含まれているとまではいえない。

また、公にすることにより、被請求団体の正当な利益を害するか否かは、法13条に基づき、被請求団体の意見を聴取して判断すべきであり、その手続きを経ないまま処分庁が不開示決定をしたとすれば、審理不尽の違法がある。

オ 法 5 条 6 号該当性についても、公にすることにより、今後の同種事 案の審議検討等において、団体等からの証拠の提出等に影響を与える などという。

過去の審査会答申で,

「公安審査委員会の審査手続において収集された被請求団体の活動 状況等に関する情報は、それが当該被請求団体について法5条2号 イの不開示情報に該当する場合はもちろん、当該被請求団体との関 係では同号イの不開示情報に該当するとまでは言えない場合であっ ても、当該団体の具体的な活動状況等を示す情報が官報公示された 内容を超えて一般に公にされる場合があることとなれば、今後の審 査手続において、被請求団体がその活動状況等に関する情報を示す 証拠等を公安審査委員会に提出するのをちゅうちょすることとなる 場合がないとは言えない。そうなれば、公安審査委員会においては、 十分な資料を収集した上で、破防法及び団体規制法に基づく団体規 制の処分を行うか否かを適正に判断することに支障が及ぶことにな ると言うことができる。

したがって、上記のように言うことができる被請求団体の活動状況 等に関する情報についても、法 5 条 6 号柱書きに該当するものと認 められる。」

とするものがある。

しかし,団体規制法が官報公示の場合のほかに,一切団体規制法に 基づき収集した情報を公にすることが許されないという規定はなく, また、公安審査委員会が提出された意見及び証拠の内容について決定書のなかで触れたり、団体規制処分の取り消し訴訟において被告となる国から証拠と提出することは予定されており、また、処分庁が被請求団体に対し、絶対に提出された証拠等について公にしない旨を誓約したという事実も存在しない。

また、提出された陳述書や証拠書類等についてこれを公にすることにより法人の正当な利益を害する文書については法 5 条 2 号 イの規定により非開示とすることが可能である以上、それを超えて被請求団体において、処分庁に提出する文書が公にされることをおそれて被請求団体等が証拠の提出をちゅうちょすることになる蓋然性があるとまでは言えない。しかも、被請求団体から提出された証拠の多くが訴訟の記録やニュース報道や書籍等の出版物、インターネット上のホームページで不特定多数に公表されているもので占められ、また被請求団体から提出された主張や証拠書類等の評価について官報公示される決定書の中で言及されることが想定されて被請求団体等は意見の陳述を行っていることがあ、公安審査委員会に提出される被請求団体の陳述書及び証拠書類等を一律非開示とすることになければ、公安審査委員会において、十分な資料を収集した上で、団体規制法に基づく団体規制の処分を行うか否かを適正に判断することに支障が及ぶことになると言うことはできない。

- カ 個人の氏名等が記載されている部分についても,「等」に該当する ものについては,法5条1号に含まれないものもその対象とされてい たり,法5条1号イないしハに該当する情報に該当するものがあると 解される。
- キ 仮に法 5 条の不開示情報が含まれるとしても、法 7 条に基づき、現 に観察処分の更新を受け、閉鎖的かつ欺瞞的で無差別大量殺人を起こす危険性を内包し継続的にその活動状況について継続的に明らかにする必要性のある被請求団体については国民の不安感や恐怖感を緩和させ、公安調査庁の活動の透明性や公平性の確保を特に図る観点から、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資するという法の目的に照らして、公益上特に必要があると認められることから、裁量的開示を行わなかった処分行政庁の判断には裁量権の逸脱濫用があり、違法又は不当である。

ク よって、原処分は取り消しを免れない。

(2) 意見書

ア 一般論として、宗教団体において、個々の信者において宗教的行為 をみだりに他者から観察・監視を受けないで行う憲法上の自由が保障 されているとしても,公共の福祉による制約を受けるものである。

とりわけ被請求団体については、処分庁より無差別大量殺人行為に 及ぶ危険性があると認められ、観察処分が更新されており、国民の 生命、健康、生活、財産の保護を図る観点からその活動内容等につ いて、公にすることが必要と認められる情報が開示されるとしても やむを得ないというべきであり、また、処分庁への審査手続き対応 全般について包括的に公にしないことについての正当な利益を有し ているとはいえず、提出された資料を踏まえて個別具体的に判断さ れるべきものである。

また,処分庁における審査手続が原則非公開で行われることを前提としているとしても,そのことから当然に,被請求団体から提出された資料すべてについて法に基づく開示手続について不開示とすることまでは予定されておらず,被請求団体から提出された資料について決定書で触れることも想定されていることを踏まえると,決定書に記載されていないとの理由で包括的に非開示としなければ審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすとはいえないものである。

実際,通常の行政手続きにおける不利益処分においても意見の聴取が非公開で処分が下される場合があるが,非公開手続きでなされることの一事をもって,法上当然に,被処分者から提出された意見書や証拠書類が包括的に不開示とされることが許されるわけでない。

また、観察処分への被請求団体の考え方や手続きの対応方法については、本来決定書で被請求団体の主張が記載されることが予定されており、それらについて包括的に開示されないことまで保障されていない。

その際,団体規制法16条ただし書きで処分請求時において個人の秘密の保護のためやむを得ないときを除き,公開による意見聴取を行わなければならないと規定していることを踏まえて,不開示情報に該当するか否かを判断すべきである。なお,被請求団体側において非公開で意見聴取期日を求めることは同法16条ただし書きに該当する場合を除いてできないこととされていることを踏まえても,団体規制法は被請求団体側が処分手続きにおいて包括的にどのような主張や対応をしたかを秘匿する利益までは保障していないと解するべきである。

更新手続きにおいては、公開による意見聴取期日の開催が義務付けられておらず、書面による意見陳述の機会を付与すれば足りるとしているが、これは、あくまで手続きの簡素化を図ったにすぎず、特段、被請求団体が非公開で審理を受ける利益を図るために設けられた規定とはいえない。更新手続においても手続の公正を確保するた

めにも、被請求団体の主張や証拠書類について個人の秘密を保護するためやむを得ない場合を除いて、これを開示することは何ら妨げられていないというべきものである。

そうすると、単に本件団体の考え方や手続きへの対応、その活動状況等が明らかになるだけで、団体の正当な利益を害するとはいえず、 具体的にこれを公にすることで著しく活動に支障を及ぼすおそれの ある情報についてのみ、法5条2号イに該当するものと解すべきで ある。

また,証拠説明書(文書7,文書8及び文書81)の証拠の標目については,決定書で被請求団体提出の証拠の標目が記載されて官報公示されており,これを公にしても,官報公示の内容以上に被請求団体の考え方や手続きへの対応,活動状況等を明らかにすることにそもそもつながらない。

意見陳述書(文書1ないし文書6,文書9,文書77ないし文書80)については、団体の意見を述べるものであり、個人の意見を述べるものでないから、そもそも意見に関する部分について個人に関する情報に該当しないし、かりに、個人に関する情報に該当するとしても、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれは認められない。

諮問庁は、文書 90 について追加で法 5 条 1 号に該当すると主張してきたものもあるが、哲学者、宗教学者としての活動というべきであるから、事業を営む個人に関する情報であり法 5 条 1 号にそもそも該当せず、かりに該当するとしても、証拠の標目で示されている特定個人 1 A氏については官報公示されている決定書で触れられており、法 1 5 条 1 号 1 の法令により公にすることが予定されていることから、不開示事由に該当しない。

イ 諮問庁は、行政手続法8条における理由付記について、行政文書不開示決定においては対象となる行政文書のいかなる部分が法5条各号に列挙された不開示情報に該当することをしめせば、それで足りると主張するが、最高裁平成4年12月10日最高裁判決においては、いかなる根拠により(東京都公文書の開示等に関する条例)同号所定の非開示事由のどれに該当するとして本件非開示決定がされたのかを開示請求者に明らかになる程度には理由付記をすべきとされているところであり、少なくともいかなる根拠でいかなる利益が害されるかを提示することが行政手続法8条の規定上求められているというべきである。

また、個人の氏名等という表記のみでは、必ずしも5条1号前段に 該当するのか後段に該当するのかさえ区別できない包括的な表記で あり、1号所定の非開示事由のどれに該当するのかさえ判別困難で あり理由不備に該当する。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 審査請求に至るまでの経緯
- (1)本件審査請求に係る審査請求人は、令和3年1月12日、法3条に基づき、処分庁に対し、「令和3年1月6日団体規制法に基づく特定団体Aの後継団体への観察処分の更新決定に際し公安調査庁長官から提出された証拠書類等並びに被請求団体から提出された陳述書及び証拠書類等」の開示を請求した(同月14日受理)。

ここで、「被請求団体」とは、令和3年1月6日付けで公安審査委員会が観察処分の期間の更新の決定を行った「特定個人を教祖・創始者とする特定宗教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」(以下「本件団体」という。)のことである。

- (2) 当委員会は、上記開示請求に係る文書のうち、「公安調査庁長官から 提出された証拠書類等」については、公安調査庁において作成されたも のであったことから、法12条1項の規定に基づき、令和3年2月5日 付け公安審第5号により、公安調査庁長官に事案を移送するとともに、 同日付け公安審第6号により、審査請求人にその旨を通知した。
- (3) 当委員会は、法10条2項の規定に基づき、開示決定等の期限を開示 請求のあった日から60日間に延長することを決定し、令和3年2月1 0日付け公安審第7号により、審査請求人にその旨を通知した。
- (4) 当委員会は、上記(2) による事案移送後の対象文書につき、法9条 2項に基づき、不開示決定(原処分)を行い、令和3年3月15日付け 公安審第12号により、審査請求人にその旨を通知した。
- (5)審査請求人は、原処分について、令和3年6月2日、当委員会に対し、 不開示決定に係る文書の開示を求める審査請求を行った(同月3日受 理)。
- 2 公安審査委員会の組織運営等
- (1) 公安審査委員会の設置の趣旨

破防法は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置を定めることにより、また、団体規制法は、団体の活動として役職員又は構成員が無差別大量殺人行為を行った団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定めることにより、いずれも公共の安全の確保に寄与することを目的として定められた(破防法1条、団体規制法1条)。

公安審査委員会は、公安審査委員会設置法により、国家行政組織法3 条2項の規定に基づいて、破防法及び団体規制法の規定により公共の安 全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行うことを任務として(公安審査委員会設置法1条の3),法務省の外局として設置された(同法1条の2)。

(2) 公安審査委員会の組織及び運営

公安審査委員会は、委員長及び委員6人をもって組織され(公安審査委員会設置法4条)、委員長及び委員は、人格が高潔であって、団体の規制に関し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は社会に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するが(同法5条1項)、3人以上が同一の政党に属する者となることとなってはならず(同条4項)、罷免事由の限定等により身分保障がなされている(同法7条ないし9条)。また、委員長及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができず、委員会の議事は、原則として、出席者の過半数をもって決することとされている(同法11条1項及び2項)。

3 公安審査委員会の任務等(本件審査請求に係る行政文書関連)

(1) 団体規制法の規制処分の内容

公安審査委員会は、団体規制法に基づき、その団体の構成員等が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体について、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があることなどの一定の要件に該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、3年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分(以下「観察処分」という。)を行うことができ(団体規制法5条1項)、上記処分を受けた団体が上記の一定の要件に該当する場合であって引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる(同条4項)。

観察処分に付された団体は、公安調査庁長官への一定の報告が義務付けられ(団体規制法5条2項及び3項)、同庁長官は、当該団体の活動状況を明らかにするため、公安調査官に必要な調査をさせることができ(同法7条1項)、特に必要があると認められるときは、公安調査官に、当該団体が所有又は管理する土地又は建物への立入検査をさせることができる(同条2項)。

(2) 団体規制法に基づく規制処分の審査手続

観察処分を請求する場合,公安調査庁長官は,公安審査委員会に,処分請求書を提出して請求することとされている(団体規制法15条1項)。処分請求書には,請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条

項,請求の原因となる事実その他法令で定める事項(無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手続等に関する規則(以下「規則」という。)2条)を記載し,請求の原因となる事実を証すべき証拠書類等を添付しなければならず(同法15条2項),また,請求の原因となる事実を証すべき証拠書類等については,証明すべき事実との関係を明らかにした書面を添付しなければならない(規則4条)。

公安審査委員会は、当該団体に対して、公開の意見聴取を行った上で (団体規制法16条)、処分請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意 見及び当該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、決定をし なければならない(同法22条1項)。

観察処分の期間更新請求の場合の手続は、公開の意見聴取の実施が法律上義務付けられていないことを除き、観察処分の請求手続とほぼ同様である。公安調査庁長官は、公安審査委員会に、更新請求書を提出して期間の更新を請求する(団体規制法26条1項)。更新請求書には、更新が予定される処分の内容及び更新の根拠となる法令の条項、更新の理由となる事実その他法令で定める事項(規則2条)を記載し、更新の理由となる事実を証すべき証拠書類等を添付しなければならず(同法26条2項)、また、更新の理由となる事実を証すべき証拠書類等については、証明すべき事実との関係を明らかにした書面を添付しなければならない(規則4条)。

公安審査委員会は、更新請求書及び証拠書類等並びに当該団体の意見 及び当該団体が提出した証拠書類等につき審査を遂げた上、決定をしな ければならない(団体規制法26条6項で準用する22条1項)。

公安審査委員会の上記審査手続は、団体規制法により義務付けられた 公開の意見聴取を行う場合を除き(同法16条),非公開で行われてお り、委員等を含む関係当事者は、いずれも手続が非公開であることを前 提にそれぞれ手続に関与している。

(3) 団体規制法に基づく調査結果の外部提供

団体規制法に基づく調査の結果は、公安調査庁において、その後の調査の基礎資料としたり、規制請求の際の提出証拠とするほか、これを外部に提供する場合として、①政府の国会に対する団体規制法の施行状況の報告(団体規制法31条)、②同庁長官による関係地方公共団体の長への調査結果の提供(同法32条)、③同庁長官による公安審査委員会に対する被処分団体の所有・管理施設を特定する事項を記載した書面及びこれを認めるに足りる資料の提出(同法13条及び規則5条)、④特定破産法人の破産管財人に対する提供(特定破産法人の破産財団に属すべき財産の回復に関する特別措置法6条)が規定されている。

- 4 本件団体に対する観察処分の期間更新の状況等について
- (1) 本件団体に対する観察処分の決定及びその実施状況等

当委員会は、公安調査庁長官による本件団体に対する観察処分の請求を受けて(団体規制法15条1項)、所要の審査を行った上、平成12年1月28日、本件団体を、3年間、公安調査庁長官の観察に付する決定をし(同法22条1項)、同年2月1日、官報における決定の公示(平成12年2月1日付け公安審査委員会告示第2号)により、観察処分の効力が発生した(同法25条)。

公安調査庁長官は、団体規制法5条2項の規定に基づき、本件団体から、役職員及び構成員の氏名及び住所、本件団体の活動の用に供している施設の所在及び用途、本件団体の資産等について報告を受けるとともに、公安調査官において、同法7条1項の規定に基づき本件団体の調査をさせ、同条2項の規定に基づき、本件団体が所有又は管理する施設に立ち入らせ、その設備、帳簿書類その他必要な物件を検査させた。

(2) 本件団体に対する観察処分の期間の更新の請求及び決定の状況

上記(1)の調査結果等に基づいて、公安調査庁長官は、これまで7回にわたり、当委員会に更新請求書を提出しているが、直近では、令和2年10月26日、本件団体に対する観察処分の期間の更新を請求し(団体規制法12条1項後段)、当委員会は、令和3年1月6日、観察処分の期間を更新する決定(以下「本件更新決定」という。)をして(同法5条4項)、同月25日、官報における決定の公示(令和3年1月25日付け公安審査委員会告示第1号)により本件更新決定は発効し、令和6年1月末日まで観察処分の期間が更新された。

5 本件審査請求に係る行政文書についての検討

本件審査請求に係る行政文書(本件対象文書)は、当委員会が、令和2年10月26日の公安調査庁長官による観察処分の期間更新請求から令和3年1月6日に当委員会が観察処分の期間更新決定に至るまでの過程において、本件団体から取得した文書である。

本件対象文書は、本件団体が作成して当委員会に提出したものであり、 それぞれ本件団体の活動状況等に関する情報が記載されており、また、当 委員会における審査手続の内容等に関する情報が記載されている。

このような情報の取扱いについては、本件団体に対する観察処分の期間の更新請求に係る当委員会作成ないし取得資料に関する諮問事件において、既に、情報公開・個人情報保護審査会によりその考え方(平成16年度(行情)答申第231号)が示されているところ、本件対象文書は、同様に、本件団体に対する観察処分の期間の更新請求について当委員会が取得した資料であるから、かかる答申に示された考え方に従って、以下のとおり判断することが相当と考える。

- (1) 本件団体の団体に関する情報の法5条2号イ該当性について
 - ア 団体の正当な利益等の有無について

本件団体では、その構成員たる個々の信者が信教の自由の保障の下に結社し、団体として、宗教的行為その他の自律的な活動が行われており、個々の信者には、本件団体における宗教的行為をみだりに他者からの観察・監視を受けないで行う自由が憲法上保障されている。本件団体は、個々の信者の上記のような憲法上の自由の享受を確保することにつき、宗教団体としての正当な目的・利益を有するものであり、その観点からは、本件団体が団体として、その人的・物的構成要素や資産・負債の内容及びその活動状況についてみだりに他者から観察・監視を受けないことが必要であり、これは、法5条2号イにおいて保護されるべき法人等の正当な利益等に該当するものと言うべきである。

イ 団体の正当な利益等の侵害のおそれについて

- (ア)本件対象文書に記載されている情報には、後記のとおり、本件団体の具体的活動状況や組織・使用する施設の状況等に関するものが含まれており、このような情報が、いつ、どのような方法で、どの程度公表されるかは、本件団体の活動上重大な意義を有する事柄であり、令和3年1月6日に当委員会が本件更新決定をした時点までの過去の情報であっても、それが一般に公にされた場合には、そのことによって、本件団体の今後における自律的な意思形成や活動に支障が生じるおそれがあることは明らかである。
- (イ)本件対象文書に記載されている本件団体に関する情報は、当委員会が団体規制法の規定する審査手続の過程において、本件団体から提出を受けるなどしてその権限に基づいて収集したものである。当委員会が行う審査手続は、それが実施されれば、対象となる団体の観察を受けないという利益を害するものであるが、団体規制法は、これら審査手続の対象となることによって受ける信教の自由等に対する重大な制約を、公共の安全の確保のために必要最小限度において厳格な要件の下にのみ許容しているものと解され、審査手続によって得られた情報の利用もその目的のために必要最小限度でのみ行うべきものと解される(同法2条参照)。

また、当委員会における決定に関しては、同委員会は、本件団体に対する観察処分の期間更新処分の請求を受けて、請求を行った公安調査庁長官から証拠書類等の提出を受け、同庁長官及び本件団体の意見を聴取し、本件団体からも関係証拠の提出等を受けて、これら広範な資料を分析、検討して本件団体が団体規制法5条4項の規定する期間更新処分の要件に該当するか否かを審査し、その判断及

び理由を決定として官報に公示している。

官報公示された本件更新決定には、本件団体の主たる事務所の所在地、主幹者の氏名等を始めとして、公安調査庁長官の処分請求の内容及びその提出に係る証拠書類等の標目、同委員会認定に係る各事実関係の内容及び認定の根拠、本件団体の意見の要旨とこれに対する判断等が明らかにされている。

この官報公示は、団体規制法24条3項の規定に基づいて行われたものであるが、同項が公安審査委員会の決定を官報公示することとした趣旨は、決定の性質及び目的にかんがみ、決定の内容及び理由を官報公示によって広く一般国民に知らせることで、規制手続の公正とこれに対する国民の信頼を確保しようとしたことにあるものと解される。

このような官報公示の目的やその性質からすれば、団体規制法は、官報公示される内容の限りにおいて期間更新処分の請求対象となった団体に関する情報が公にされることについては、同法の目的のために必要最小限度のものとして予定しているものと言うことができる。

また、上記3(3)のとおり調査結果の外部提供についても、外部提供をそれらに限定することにより、団体の権利・自由の不当な制限の防止を図っているものである。

(ウ) このように、官報公示された内容を超えて又は調査結果の外部提供以外の方法で、本件団体に関する情報を公にすることは、本件団体における宗教的活動等を不当に他からの観察・監視にさらすだけではなく、本件対象文書の具体的記載内容に照らしてみても、他からの誹謗・中傷や暴力的干渉等を引き起こす可能性があり得るものである。

したがって、本件団体が観察処分決定及びその更新決定を受けたことを理由として、官報公示された内容を超えるなど団体規制法等の予定する範囲を超えて、本件団体に関する情報が記録された行政文書を公にすることは、その団体の正当な利益を害するおそれがあると認められるから、このような情報は法5条2号イに該当する。

なお、本件団体が観察処分決定及びその更新決定を受けたことのみを理由として、本件団体に関する情報が「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」な情報(法5条2号ただし書)に当たると解するのでは、団体規制法が団体に関する情報を公にする範囲を限定した趣旨を没却する以上、このような解釈は取り得ない。

(2) 公安審査委員会の審査事務に関する情報の法5条6号該当性について

当委員会における審査手続においては、上記3 (2) のとおり、委員等を含む関係当事者は、いずれも手続が非公開であることを前提として、それぞれ審査手続に関与したものであって、本件対象文書には、本件団体の活動拠点、資金関係、同団体構成員の生活状況、同団体の審査手続への対応状況など、いまだ国民一般に知られておらず、また関係当事者において国民一般に知られることを望まない事項が含まれている場合があり、これらが公になれば、今後の当委員会の審査に当たり、被請求団体において、その活動状況等が公になることを避けるため証拠提出を差し控えざるを得なくなり、その結果、当委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがある。

よって、このような情報は、公にすることにより、事務の性質上、当委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当する。

6 本件対象文書についての個別検討

上記5の(1)及び(2)で述べた観点から、本件対象文書の性質及びその具体的記載内容に即して、不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

(1) 意見陳述書

文書1から文書6まで、文書9,文書77から文書80までは、本件団体構成員作成に係る意見陳述書である。

これらの意見陳述書の内容は官報公示されておらず、また、その内容を公にすれば、本件団体の考え方や手続への対応、その活動状況等が明らかになるから、上記5(1)及び(2)で述べたとおり、法5条2号イ及び同条6号の不開示情報に該当する。

さらに、これらの意見陳述書は、いずれも本件団体構成員の意見を内容とするものであり、個人の氏名が記載された部分は特定の個人を識別できるものであり、意見が記載された部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号の不開示情報に該当する。

(2) 意見陳述書の訂正書面

文書10は,文書9の意見陳述書の内容の一部について訂正を申し立 てる旨の書面である。

よって、文書10は、文書9と内容的に一体をなすものであり、法5条2号イ及び同条6号の不開示情報に該当する。

また、個人の氏名が記載された部分は特定の個人を識別できるものであり、法5条1号の不開示情報に該当する。

(3) 証拠説明書

文書7,文書8(文書7の差替え),文書81は,本件団体作成に係る証拠説明書であり,証拠の標目,作成者及び立証趣旨等が記載されて

いる。

これらの証拠説明書の内容は官報公示されておらず、また、証拠説明書の内容を公にすれば、本件団体の考え方や手続への対応、その活動状況等が明らかになるから、上記5(1)及び(2)で述べたとおり、本件各文書の内容は法5条2号イ及び同条6号の不開示情報に該当する。

また,これらの証拠説明書には,作成者の氏名が記載されているものがあるところ,個人の氏名が記載された部分は特定の個人を識別できるものであり,法5条1号の不開示情報に該当する。

(4) 証拠書類等

ア総論

文書 1 1 から文書 7 6 まで、文書 8 2 から文書 1 2 4 までは、いずれも、本件団体が、その審査手続が非公開であることを前提として、その主張を証明しようとして選択し、あるいは自ら作成して当委員会に提出した証拠書類及び証拠物であって、いずれも官報公示された本件観察処分決定においてもその具体的内容までは明らかにされていないものであるから、上記 5 (1)及び(2)で述べたとおり、少なくとも法 5 条 2 号 7 及び同条 6 号の不開示情報に該当する。

以下, 法 5 条 6 号以外の不開示部分について補足説明する。

イ 立入検査に関する動画等

文書11から文書16まで及び文書27は、公安調査庁の立入検査の状況が撮影された動画及びその一部を編集、印刷した書面である。これらの動画等には、本件団体の活動内容(本件団体施設の一部の映像、特定の本件団体構成員の活動状況を含む。)が記録されており、団体に関する情報であって、公にすることによりその正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

ウ 新聞記事等の抜粋

文書115及び文書117は、特定日における特定新聞の記事の一部を抜粋したものである。

これらの新聞記事は、本件団体がその主張を証明しようとして選択し、当委員会に提出したものであり、記事に記載されている内容は、本件団体の活動状況に関するものであって、官報公示されておらず、本件文書の内容を公にすれば、本件団体の考え方や手続への対応、その活動状況が明らかになるものであって、公にすることにより、その正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当する。

また、文書94、文書110及び文書112は電子配信ニュースを 印刷した書面、文書56、文書57、文書91、文書111,文書 113,文書114,文書116,文書119及び文書123は書籍,雑誌記事の一部の抜粋,文書30から文書38まで,文書41,文書43,文書45及び文書46はテレビ報道・インターネット配信動画を録画した映像及びその一部を印刷した書面,文書44,文書47から文書49まで,文書87,文書93,文書95,文書97,文書120及び文書122はホームページの一部を印刷した書面であるが,これらについても上記新聞記事と同様の理由により,法5条2号イの不開示情報に該当する。

なお、審査請求人は、これらの証拠書類について、審査請求書において「今回開示決定等処分の対象文書は(中略)すでに公表されているテレビ報道の動画、公安調査庁のホームページの抜粋、被請求団体のホームページの内容等が中心であり、これらの情報の全部について公にすることにより当該団体の正当な利益を害するとは考えられない」などと指摘し、いずれも不開示情報に該当しない旨主張する。しかし、これらの証拠書類はいずれもホームページ等の媒体の全部ではなく本件団体が自ら選択して当委員会に提出した抜粋部分であり、これら抜粋部分を縦覧することにより、本件団体が自ら正しいと認める活動状況や考え方、手続への対応等が明らかになるから、これらの開示は本件団体に関する情報を官報公示された内容を超えて開示することとして本件団体の正当な利益を害するおそれがあると認められ、かかる審査請求人の主張には理由がない。

エ 陳述書等

文書 5 5, 文書 8 8, 文書 1 1 8 及び文書 1 2 1 は本件団体構成員作成に係る陳述書,文書 9 0 は個人作成名義の書面である。

これらの陳述書等は、いずれも本件団体構成員その他の個人の意見を内容とするものであり、個人の氏名及び住所が記載された部分は特定の個人を識別できるものであり、意見が記載された部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号の不開示情報に該当する。

また、これら陳述書に記載されている内容は、本件団体の活動状況に関するものであって、官報公示されておらず、本件各文書の内容を公にすれば、本件団体の考え方や手続への対応、その活動状況が明らかになるものであって、公にすることにより、その正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

オ 本件団体構成員が記載したアンケート

文書20及び文書24は、特定日の立入検査についてのアンケートであり、本件団体構成員の氏名、体験内容、心情、意見が記載され

ており、個人の氏名が記載された部分は、特定の個人を識別できる ものであり、体験内容、心情、意見が記載された部分は、特定の個 人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあり、法 5 条 1 号の不開示情報に該当す る。

また、これらのアンケートに記載されている内容は、本件団体の活動状況に関するものであって、官報公示されておらず、本件各文書の内容を公にすれば、本件団体の考え方や手続への対応、その活動状況が明らかになるものであって、公にすることにより、その正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

カ 民事訴訟等に関する書類

文書17及び文書29は訴状,文書39,文書40及び文書42は訴えの変更申立書,文書19及び文書28は報告書,文書21から文書23まで,文書25及び文書26は陳述書,文書72は準備書面等,文書71及び文書73は判決正本の写しであり,これらの文書の名称は様々であるが,本件団体の主張,意見,具体的な活動内容,管理する施設の情報などが記載されている。

これらの文書は、本件団体がその主張を証明しようとして当委員会に提出したものであり、その内容は、本件団体の活動状況等に関するものであって、官報公示されておらず、本件文書の内容を明らかにすれば、本件団体の考え方や手続への対応、その活動状況が明らかになるものであって、公にすることによりその正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

また、これらの文書に記載された個人の氏名、住所は、特定の個人を識別することができるものであり、個人の体験内容、意見が記載された部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号の不開示情報に該当する。

キ 本件団体から他の団体又は個人宛ての文書

文書18は要請書,文書番号50は申入書,文書番号51から54 までは要求書,文書58,文書60,文書61,文書63,文書6 5,文書68,文書83,文書86,文書92,文書96及び文書 124はその他の文書であり、いずれも本件団体から他の団体又は個人宛ての文書である。

これらの文書の名称は様々であるが、いずれも本件団体から他の団体又は個人に対する主張、要求、意見、報告など本件団体の活動内容が記載されているものであって、その内容は官報公示されておら

ず、本件文書の内容を公にすれば、本件団体の考え方や手続への対応、その活動状況が明らかになるものであって、公にすることにより、その正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当する。

また、文書18、文書50から文書54まで、文書61、文書63、文書68、文書92、文書96及び文書124の個人の氏名が記載された部分は、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号の不開示情報に該当する。

ク 本件団体宛ての文書

文書 5 9, 文書 6 2, 文書 6 4, 文書 6 6, 文書 6 7, 文書 6 9及び文書 7 4 は、本件団体宛ての文書である。

これらの文書の名称は様々であるが、いずれも本件団体の行政手続等への対応状況、その他の団体の活動状況が記載されているものであって、その内容は官報公示されておらず、本件文書の内容を公にすれば、本件団体の活動状況が明らかになるものであって、公にすることにより、その正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

また、文書59、文書62及び文書64に記載された個人の氏名、 特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号の不開 示情報に該当する。

ケ 本件団体内部向けの文書

(ア) 本件団体が作成した教本

文書98から文書109までは、本件団体が作成した教本であり、 本件団体の主張、考え方が記載されている。

これらの教本には、本件団体の活動状況に関するものであって、 官報公示されておらず、本件各文書の内容を公にすることにより、 その正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イの不開示情報 に該当する。

また,これらの教本の個人の氏名が記載された部分は,特定の個人を識別することができるものであり,法5条1号の不開示情報に該当する。

(イ) 本件団体の内部規程

文書82,文書84及び文書85は,本件団体の内部規程であり, 本件団体における活動方針が記載されている。

これらの内部規程の内容は、本件団体構成員に対する禁止事項、 心構えなど、本件団体の活動状況に関するものであって、官報公示 されておらず、本件各文書の内容を明らかにすることにより、その 正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該 当する。

また、文書82には、本件団体構成員が関与したとされる刑事事件に関する記載があるところ、当該記載がある部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号の不開示情報に該当する。

7 審査請求人のその他の主張について

(1) 行政手続法8条違反があるとの主張について

審査請求人は、審査請求書において、「不開示決定通知書に記載された理由のみでは、いかなる根拠で団体又はいかなる事業を営む個人のいかなる正当な利益を害するのか判然とせず、行政手続法8条で求められる理由が提示されているとはいえず、そもそも理由不備で原処分は取り消しを免れない。」、「「個人の氏名等」というが、「等」の範囲が不明確であり、等のうちどの部分が個人識別情報に該当し法5条1号に該当するか判然とせず、この点でも行政手続法8条で求められる理由が提示されているといえず、そもそも理由不備で原処分は取り消しを免れない。」などと主張し、原処分が行政手続法8条に違反する旨主張する。

しかしながら、審査請求人による前者の主張については、「行政手続法8条1項本文(中略)に基づいてどの程度の理由を提示すべきかについては、(中略)同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の内容及び公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである(最高裁平成21年(行ヒ)第91号同23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照)。」とされているところ、行政文書不開示決定においては、その性質からして、対象となる行政文書のいかなる部分が法5条各号に列挙された不開示情報に該当するかを示すことでその理由の提示の程度として十分であると考えられ、原処分においてもその程度の理由の提示が行われていることから、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

また、法5条1号は「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定しており、本件の不開示決定において「氏名等」と記載されたのは、この法5条1号に該当する事項であることは明白で

あるから, この点に関する審査請求人の主張にも理由がない。

(2) 法13条に基づいて被請求団体の意見を聴取せずに不開示決定したとすれば、審理不尽の違法があるとの主張について

法13条2項は、第三者に関する情報が記載されている行政文書について、同条2項各号記載の理由により開示するに当たり、当該第三者からの意見聴取を行政機関に義務付ける規定であることから、原処分について同規定が適用されないことは明らかである。

これに対し、法13条1項は、第三者に関する情報が記載されている 行政文書の開示決定等をするに当たり、行政機関に任意で当該第三者からの意見聴取を行うことを可能とする規定であり、不開示決定を行う場合にも適用されるが、行政機関はかかる規定によって意見聴取を義務付けられる訳ではない上、その規定の趣旨は当該第三者の権利利益の保護にあるところ、原処分では「第三者」である本件団体が当委員会に提出した意見陳述書や証拠書類等を全て不開示としているのであり、これにより本件団体の権利利益が侵害されることはないのであるから、その趣旨からしても、原処分に当たって本件団体から意見聴取を行う必要性を欠く。

したがって、原処分に当たり、法13条1項の手続を経なかったことに違法はなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 法7条に基づく裁量的開示を行わなかった処分行政庁の判断には裁量 権の逸脱濫用があるとの主張について

法7条は、法5条の不開示情報が記載されている文書であっても、「公益上特に必要がある」と認めるとき、すなわち、公にすることの利益が公にしないことによる利益に優越すると認めるときに、その開示を許す規定であると解されているところ(東京地裁平成22年3月25日判決)、審査請求人の主張によっても、法5条各号の不開示情報を含むとして不開示とされた本件対象文書について、法7条を適用して開示を行う必要性は特に認められない。

したがって, 法7条を適用して本件対象文書を開示しなかった当委員会の決定に違法はなく, その裁量権の逸脱又は濫用はない。

8 まとめ

よって、審査請求人の請求には理由がないものと思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 令和3年8月6日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年9月3日 審議

④ 同月22日 審査請求人から意見書を収受

- ⑤ 令和4年7月29日 委員の交代に伴う所要の手続の実施,本件 対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その全部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の開示を 求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本 件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性につい て検討する。

- 2 本件対象文書の不開示情報該当性について
- (1) 本件対象文書に記載されている情報の性質について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、令和2年10月26日の公安調査庁長官による観察処分の期間更新請求から、令和3年1月6日の公安審査委員会による観察処分の期間更新決定までに、本件団体から同委員会に提出された、当該請求に係る陳述書及び証拠書類等である。

- (2)公安審査委員会の審査事務に関する情報の法5条6号柱書き該当性に ついて
 - ア 公安審査委員会は、令和3年1月6日、観察処分の期間を更新する 決定を行い、当該決定を同月25日付けの官報において公示している ところ、同委員会がどのような観点からどのような審査を行ったかに ついては、当該官報においてある程度明らかにされている。

しかし、官報公示された決定において明らかにされている範囲を超えて、公安審査委員会における個別の審査の内容やその手法等が分かる情報を一般に公にすれば、同委員会がどのような資料を収集、分析し、どのような事実を認定し又は認定しなかったかなど、同委員会における審査の手法や観点等が全て明らかになり、今後審査の対象となるべき団体等に対し、その実態を適正に認定することを困難にするおそれがあるということができるので、このような情報は、法5条6号柱書きに該当するものと認められる。

 金関係,同団体構成員の生活状況,同団体の審査手続への対応状況など,いまだ国民一般に知られておらず,また関係当事者において国民一般に知られることを望まない事項が含まれている場合があり,これらが公になれば,今後の同委員会の審査に当たり,被請求団体において,その活動状況等が公になることを避けるため証拠提出を差し控えざるを得なくなり,その結果,同委員会が十分に審査を尽くして厳正かつ的確な判断に至ることができなくなるおそれがあるとして,このような情報は,公にすることにより,事務の性質上,同委員会の審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり,法5条6号に該当する旨説明する。

公安審査委員会の審査手続において収集された被請求団体の活動状況等に関する情報は、それが当該被請求団体について法 5 条 2 号イの不開示情報に該当する場合はもちろん、当該被請求団体との関係では同号イの不開示情報に該当するとまではいえない場合であっても、当該団体の具体的な活動状況等を示す情報が、官報公示された内容を超えて一般に公にされる場合があることとなれば、今後の審査手続において、被請求団体がその活動状況等に関する情報を示す証拠等を同委員会に提出するのをちゅうちょすることとなる場合がないとはいえない。そうなれば、同委員会においては、十分な資料を収集した上で、団体規制法に基づく処分を行うか否かを適正に判断することに支障が及ぶことになるということができる。

したがって、上記のようにいうことができる本件団体の活動状況等 に関する情報についても、法5条6号柱書きに該当するものと認め られる。

(3)上記(2)に述べた観点から、本件対象文書の性質及びその具体的記載内容に即して、不開示情報該当性を個別に検討する。

ア 文書1ないし文書6,文書9,文書10及び文書77ないし文書8 0について

文書1ないし文書6,文書9及び文書77ないし文書80は,本件団体提出に係る意見陳述書及び陳述書であり,文書10は文書9の一部を訂正するものであると認められる。

当審査会において見分した結果によれば、当該文書の内容は官報公示されておらず、また、当該文書の内容を公にすれば、本件団体の活動状況等を明らかにすることとなるものであり、上記(2)で述べたとおり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 文書7、文書8及び文書81について

文書7及び文書81は、本件団体提出に係る証拠説明書であり、文書8は文書7の内容を差し替えるものであると認められる。

当審査会において見分した結果によれば、当該文書の内容は官報公示されておらず、また、当該文書の内容を公にすれば、本件団体の活動状況等を明らかにすることとなるものであり、上記(2)で述べたとおり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- ウ 文書11ないし文書76及び文書82ないし文書124について標記文書は、本件団体提出に係る証拠書類等であり、官報公示において各証拠の標目は明らかにされているものの、その具体的な内容までは明らかにされていないと認められる。
 - (ア) 文書11ないし文書16及び文書27について

標記文書は、公安調査庁の立入検査の状況が撮影された動画及び その一部を編集、印刷した書面であると認められる。

当審査会において見分した結果によれば、当該動画及び文書の内容は官報公示されておらず、また、当該文書等の内容を公にすれば、本件団体の活動状況等を明らかにすることとなるものであり、上記(2)で述べたとおり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 文書30ないし文書38, 文書41, 文書43ないし文書49, 文書56, 文書57, 文書87, 文書89, 文書91, 文書93ないし文書95, 文書97, 文書110ないし文書117, 文書11 9, 文書120, 文書122及び文書123について

文書115及び文書117は、特定の年月日における特定の新聞の記事であり、いずれも当該年月日における新聞そのものではなく、その記事の一部を抜粋したものである。

これらの新聞記事は、本件団体が、その主張を証明しようとして 選択し、公安審査委員会に提出したものであり、各記事に記載され ている内容は、本件団体の活動状況等に関するものであって、官報 公示された本件観察処分決定では、具体的にどのような記事のどの ような内容の部分が証拠とされているかまでは明らかにされていな い。

したがって、当該文書については、上記(2)で述べたとおり、 法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、同条2 号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。 また、文書94、文書110及び文書112はインターネットで 配信された記事を印刷した文書,文書56,文書57,文書91,文書111,文書113,文書114,文書116,文書119及び文書123は雑誌記事及び書籍の一部を抜粋して印刷した文書,文書30ないし文書38,文書41,文書43,文書45及び文書46はテレビ報道又はインターネットで配信された動画を録画した映像及びその一部を印刷した文書,文書44,文書47ないし文書49,文書87,文書93,文書95,文書97,文書120及び文書122は特定のウェブサイトの一部を印刷した書面,文書89は特定の研究会のチラシの写しであり,上記と同様の理由により,法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ,同条2号イについて判断するまでもなく,不開示としたことは妥当である。

(ウ) 文書20, 文書24, 文書55, 文書88, 文書90, 文書11 8及び文書121について

当審査会において見分した結果によれば、文書20及び文書24 は、本件団体が団体構成員に行ったアンケートの回答、文書55、 文書88、文書90、文書118及び文書121は、本件団体の構 成員作成に係る陳述書又は個人作成の書面であり、当該文書の内容 は官報公示されておらず、また、当該文書の内容を公にすれば、本 件団体の活動状況等を明らかにすることとなるものであり、上記 (2)で述べたとおり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当する ものと認められ、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、 不開示としたことは妥当である。

(エ) 文書17, 文書19, 文書21ないし文書23, 文書25, 文書26, 文書28, 文書29, 文書39, 文書40, 文書42及び文書71ないし文書73について

当審査会において見分した結果によれば、標記文書は、特定の民事事件の訴訟手続の過程において本件団体が裁判所に対して提出した文書及び判決書等であり、当該文書の内容は官報公示されておらず、また、当該文書の内容を公にすれば、本件団体の活動状況等を明らかにすることとなるものであり、上記(2)で述べたとおり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(オ) 文書18, 文書50ないし文書54, 文書58ないし文書70, 文書74ないし文書76, 文書83, 文書86, 文書92, 文書9 6及び文書124について

当審査会において見分した結果によれば、標記文書は、本件団体が他の団体等に対して送付した文書及び他の団体等から本件団体に

対して送付された文書等であり、当該文書の内容は官報公示されておらず、また、当該文書の内容を公にすれば、本件団体の活動状況等を明らかにすることとなるものであり、上記(2)で述べたとおり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(カ) 文書82, 文書84, 文書85及び文書98ないし文書109に ついて

当審査会において見分した結果によれば、文書82,文書84及び文書85は本件団体の内部の規定及び団体構成員に宛てた文書,文書98ないし文書109は、本件団体が作成した教本であり、当該文書の内容は官報公示されておらず、また、当該文書の内容を公にすれば、本件団体の活動状況等を明らかにすることとなるものであり、上記(2)で述べたとおり、法5条6号柱書きの不開示情報に該当するものと認められ、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
- (1)審査請求人は、審査請求書及び意見書(上記第2の2(1)ウ及び(2)イ)において、行政手続法8条で求められる理由が提示されているといえず、そもそも理由不備で原処分は取消しを免れないなどと主張するが、原処分に係る行政文書不開示決定通知書の記載は、不開示とした理由を了知し得る程度には示されていると認められ、原処分の理由提示に不備があるとは認められず、審査請求人の上記主張は採用できない。
- (2)審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)キ)において、法7条に基づき、裁量的開示を行わなかった処分庁の判断には裁量権の逸脱濫用があり、違法又は不当である旨主張するが、上記2で判断したとおり、本件対象文書の全部は、法5条6号柱書きに該当するものであり、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められず、審査請求人の上記主張は採用できない。
- (3)審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした決定については、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号及び2号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三,委員 木村琢麿,委員 中村真由美

別表

番号	項目等	不開示とした部分及びその
		理由
1	意見陳述書(1)	個人の氏名等が記載された
		部分は、特定個人に関する
		情報であって、法5条1号
		に該当する(以下「不開示
		理由1」という。)。
		被請求団体の活動状況等に
		関する情報が記載された部
		分は,団体に関する情報又
		は事業を営む個人の当該事
		業に関する情報であって,
		公にすることにより、その
		正当な利益を害するおそれ
		があり、法5条2号イに該
		当する(以下「不開示理由
		2」という。)。
		公表されていない情報が記
		載された部分は、公にする
		ことにより、今後の同種事
		案の審議検討等において,
		団体等からの証拠の提出等
		に影響を与えるなど、当委
		員会の審査事務の適正な遂
		行に支障を及ぼすおそれが
		あり、法5条6号に該当す
		る(以下「不開示理由3」
2	意見陳述書(2)	という。)。
3	意見陳述書(3)	同上
4	意見陳述書(4)	同上
5	意見陳述書(5)	同上
6	意見陳述書(6)	同上
7	□ 总兄保处音(0) □ 証拠説明書	同上
8	証拠説明書(差替え)	同上

9	意見陳述書 (7)	不開示理由2及び不開示理
		由 3
1 0	2020年12月14日付け「意見陳	不開示理由1,不開示理由
	述書(7)」の訂正	2及び不開示理由3
1 1	動画(「公安調査庁の立入検査の実態	不開示理由2及び不開示理
	(1)」と題するもの)(写し)(甲	曲 3
	A 1 号証)	
1 2	動画(「公安調査庁の立入検査の実態	同上
	(2)」と題するもの)(写し)(甲	
	A 2 号証)	
1 3	動画(「公安調査庁の立入検査の実態	同上
	(3)」と題するもの)(写し)(甲	
	A 3 号証)	
1 4	動画(「公安調査庁の立入検査の実態	同上
	(4)」と題するもの)(写し)(甲	
	A 4 号証)	
1 5	動画(「公安調査庁の立入検査の実態	同上
	(5)」と題するもの)(写し)(甲	
	A 5 号証)	
1 6	「公安調査庁の立入検査~コロナ禍で	同上
	も強行された検査の実態~」と題する	
	書面(写し)(甲A6号証)	
1 7	平成30年5月22日付け「訴状」	不開示理由1,不開示理由
	(写し) (甲B1号証)	2及び不開示理由3
1 8	平成29年10月4日付け「要請書」	同上
	(写し) (甲B2号証)	
1 9	令和2年4月3日付け「報告書1」	同上
	(写し) (甲B3号証)	
2 0	「10月8日の立入検査についてのア	同上
	ンケート」と題する書面等綴(写し)	
	(甲B4号証)	
2 1	令和元年10月17日付け「陳述書」	同上
	(写し) (甲B5号証)	
2 2	令和元年10月16日付け「陳述書」	同上
	(写し) (甲B6号証)	
2 3	令和2年1月14日付け「陳述書その	同上
	2」(写し)(甲B7号証)	

2 4	「10月8日の立入検査についてのア	同上
2 '1	ンケート(その2) と題する書面綴	l _H 1 ¬¬
	(写し) (甲B8号証)	
2 5	令和2年4月2日付け「陳述書その	同上
ک ک	7 和 2 年 4 月 2 日 刊 1	I ^{HJ}
2 6	令和2年4月2日付け「陳述書その	同上
20	7 和 2 年 4 月 2 日 刊 7	円 上
2 7	動画(証拠説明書で「【T-01】信	 不開示理由2及び不開示理
2 1	徒のカバンをまさぐりながら私物検査	由3
		田の
	をする検査官、その傍らで検査状況を	
	筆記する別の検査官」と特定されたも の) (写) (H D 1 0 2 C 試)	
2 8	の) (写し) (甲B10-2号証) 令和2年4月3日付け「報告書2」	不問元神山 不問元神山
40	行和 2 年 4 月 3 日刊 17 「報音書 2 」 (写し)(甲 B 1 1 号証)	不開示理由1,不開示理由 2及び不開示理由3
2 9	平成30年9月11日付け「訴状」	同上
2 9	「写し」(甲C1号証)	H1 T-
3 0	動画(証拠説明書で「171004特	 不開示理由2及び不開示理
	野画(証拠説の音(「TTTOO4行 定番組A特定団体B内部映像」と特定	由3
	されたもの) (写し) (甲C2-1号	H 0
3 1	[/] 動画(証拠説明書で「171115特	同上
	定番組A「特定見出しA」」と特定さ	1,477
	れたもの) (写し) (甲 $C2-2$ 号	
3 2	動画(証拠説明書で「171227特	同上
	定番組A「特定見出しB」」と特定さ	
	れたもの) (写し) (甲C2-3号	
	証)	
3 3	動画(証拠説明書で「180123特	同上
	 定番組B観察処分更新」と特定された	
	もの) (写し) (甲C2-4号証)	
3 4	動画(証拠説明書で「180124特	同上
	定番組C特定団体A」と特定されたも	
	の) (写し) (甲C2-5号証)	
3 5	動画(証拠説明書で「180319特	同上
	定番組B(夕方ニュース」と特定され	
	たもの) (写し) (甲C2-6号証)	
3 5	定番組B(夕方ニュース」と特定され	同上

3 6	動画(証拠説明書で「180319特	同上
	定番組D(夕方ニュース」と特定され	
	たもの) (写し) (甲C2-7号証)	
3 7	動画(証拠説明書で「180330特	同上
	定番組E」と特定されたもの)(写	
	し) (甲C2-8号証)	
3 8	「①17/10/4特定番組A「特定	同上
	見出しC」【180122抗議書送付	
	済み】」と題する書面等綴(写し)	
	(甲C3号証)	
3 9	令和元年7月24日付け「訴えの追加	不開示理由1,不開示理由
	的変更申立書(請求の拡張)」(写	2及び不開示理由3
	し) (甲C4号証)	
4 0	令和2年6月24日付け「訴えの再度	同上
	の追加的変更申立書(再度の請求の拡	
	張)」(写し)(甲C5-1号証)	
4 1	動画(証拠説明書で「200511特	不開示理由2及び不開示理
	定番組F」と特定されたもの)(写	曲 3
	し) (甲C5-2号証)	
4 2	令和2年11月6日付け「訴えの再々	不開示理由1,不開示理由
	度の追加的変更申立書(再々度の請求	2及び不開示理由3
	の拡張)」(写し)(甲C6-1号	
	証)	
4 3	動画(証拠説明書で「201001特	
	定番組G特定見出しD」と特定された	曲 3
	もの) (写し) (甲C6-2号証)	
4 4	公安調査庁のホームページの一部を印	同上
	刷した書面(写し)(甲D1号証)	
4 5	公安調査庁のホームページに掲載され	同上
	た動画(「特定名称」約3分のもの)	
	(写し) (甲D2-1号証)	
4 6	公安調査庁のホームページに掲載され	同上
	た動画(「特定名称」30秒のもの)	
	(写し) (甲D2-2号証)	
4 7	公安調査庁のホームページの一部を印	同上
	刷した書面(写し)(甲D3号証)	
4 8	公安調査庁のホームページの一部を印	同上

	刷した書面(写し) (甲D4号証)	
4 9	公安調査庁のホームページの一部を印	同上
	刷した書面(写し)(甲D5号証)	
5 0	令和2年10月29日付け「申入書」	不開示理由1,不開示理由
	(写し) (甲E1号証)	2及び不開示理由3
5 1	令和2年11月3日付け「要求及び求	同上
	釈明書」(写し)(甲E2号証)	
5 2	令和2年11月6日付け「要求書」	同上
	(写し) (甲E3号証)	
5 3	令和2年11月12日付け「要求書」	同上
	(写し) (甲E4号証)	
5 4	令和2年11月15日付け「要求書」	同上
	(写し) (甲E5号証)	
5 5	令和2年11月20日付け「陳述書」	同上
	(写し) (甲F1号証)	
5 6	書籍「特定書籍A」の一部(写し)	不開示理由2及び不開示理
	(甲F2号証)	由 3
5 7	「特定雑誌A(No. 590)」の一	同上
	部(写し)(甲F3号証)	
5 8	令和2年9月16日付け「「報告内容	同上
	の確認について(指導)」について	
	(回答)」(写し)(甲G1号証)	
5 9	令和2年2月20日付け「報告内容の	
	確認について(指導)」(写し)(甲	2及び不開示理由3
	G 2 号証)	
6 0		不開示理由2及び不開示理
	確認について(指導)」について(確	曲 3
	認) 」 (写し) (甲G3号証)	~BB~~m / , ~BB~~m /
6 1	令和2年4月3日付け「「報告内容の	不開示理由1,不開示理由
	確認について(指導)」について(催	2及び不開示理由3
0.0	告等)」(写し)(甲G4号証)	
6 2	令和2年4月17日付け「報告内容の	同上
	再確認について(指導)」等(写し)	
6.0	(甲G 5 号証)	□ I.
6 3	令和2年4月28日付け「「報告内容	同上
	の確認について(指導)」について	
	(回答)」(写し)(甲G6号証)	

6 4	令和2年5月26日付け「報告内容の	同上
	確認について(指導)」等(写し)	
	(甲G 7 号証)	
6 5	令和2年6月8日付け「「報告内容の	不開示理由2及び不開示理
	確認について(指導)」について(回	曲 3
	答)」(写し)(甲G8号証)	
6 6	令和2年9月2日付け「報告内容の確	同上
	認について(指導)」等(写し)(甲	
	G 9 号証)	
6 7	平成28年9月15日付け「報告内容	同上
	の補正について(指導)」等(写し)	
	(甲G10号証)	
6 8	平成28年10月13日付け「「報告	·
	内容の補正について(指導)」につい	2及び不開示理由3
	て」(写し)(甲G11号証)	
6 9	平成28年5月31日付け「報告内容	不開示理由2及び不開示理
	の改善について(指導)」等(写し)	由 3
	(甲G12号証)	
7 0	平成28年6月14日付け「2016	同上
	年5月31日付「報告内容の改善につ	
	いて(指導)」について」(写し)	
	(甲G13号証)	
7 1	平成29年9月25日付け判決正本の	同上
	一部 (写し) (甲G 1 4 号証)	
7 2	平成30年9月14日付け「第2準備	同上
	書面」等(甲G15号証)	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
7 3	令和元年11月20日付け判決正本の	不開示理由1,不開示理由
	一部 (写し) (甲G 1 6 号証)	2及び不開示理由3
7 4	平成27年3月12日付け「人権救済	不開示理由2及び不開示理
	申立ての件について(通知)」(写	由 3
	し) (甲G17号証)	
7 5	「請願(20.10.05版)」と題	同上
7.0	する書面(写し)(甲H1号証)	
7 6	「●2020年9月18日, 特定施設	同上
	に対する立入検査において, 責任者た	
	る検査官が読み上げた通告文」と題す	
	る書面(写し)(甲H2号証)	

7 7	陳述書(受付番号44)	不開示理由1,不開示理由
		2及び不開示理由3
7 8	陳述書(受付番号45)	同上
7 9	陳述書(受付番号46)	同上
8 0	意見陳述書(1)(受付番号53)	同上
8 1	証拠説明書(1)(受付番号54)	同上
8 2	「違法行為禁止規定」(平成30年3	同上
	月23日改正後のもの)(写し)(乙	
	1 号証)	
8 3	平成30年3月24日付け「当団体の	不開示理由2及び不開示理
	法令遵守努力のご報告とご協力の要	曲 3
	請」綴(写し)(乙2号証)	
8 4	平成30年3月31日付け「当団体の	同上
	法令遵守について」(写し)(乙3号	
	証)	
8 5	「違法行為禁止規定細則」(平成30	同上
	年4月3日制定のもの)(写し)(乙	
	4 号証)	
8 6	平成30年4月12日付け「当団体の	同上
	法令遵守努力のご報告とご協力の要	
0.7	請」綴(写し)(乙5号証)	
8 7	特定団体 C・外部監査委員会のホーム	同上
	ページの一部を印刷した書面(写し) (乙6号証)	
8 8	令和2年11月20日付け「陳述書」	不開示理由1,不開示理由
	(乙7号証)	2及び不開示理由3
8 9		不開示理由2及び不開示理
	ラシ(写し) (乙8号証)	由3
9 0	「2018年10月3日特定個人A:	同上
	第70回特定研究会簡易報告 と題す	, ,
	る書面(写し)(乙9号証)	
9 1	年報誌「特定雑誌B第8号」の一部	同上
	(写し) (乙10号証)	
9 2	「先月のご報告と今月の予定(定例の	不開示理由1,不開示理由
	ご連絡)」綴(写し)(乙11号証)	2及び不開示理由3
9 3	特定個人Bオフィシャルサイトの一部	不開示理由2及び不開示理
	を印刷した書面(写し)(乙12号	曲 3

94 インターネット記事(「特定見出し E」と題するもの)を印刷した書面 (写し) (乙13号証) 同上 95 特定団体C広報のホームページの一部 を印刷した書面 (写し) (乙14号 証) 同上 96 令和2年11月16日付け「特定団体 Bの資産隠匿等に関する情報」(乙15号証) 2及び不開示理由3 97 特定団体C広報のホームページの一部を印刷した書面 (写し) (乙16号 証) 不開示理由2及び不開示理由2及び不開示理由3 98 特定教本A (写し) (乙17号証) 同上 同上 99 特定教本B (写し) (乙18号証)	理
(写し) (乙13号証) 9 5 特定団体C広報のホームページの一部 同上を印刷した書面(写し)(乙14号証) 9 6 令和2年11月16日付け「特定団体 不開示理由1,不開示理は Bの資産隠匿等に関する情報」(乙1 2及び不開示理由3 5号証) 9 7 特定団体C広報のホームページの一部 不開示理由2及び不開示を印刷した書面(写し)(乙16号 由3 証) 9 8 特定教本A(写し)(乙17号証) 同上 9 9 特定教本B(写し)(乙18号証) 不開示理由1,不開示理 2及び不開示理由3 1 0 0 特定教本C(写し)(乙19号証) 同上	理
95 特定団体C広報のホームページの一部を印刷した書面(写し)(乙14号証) 同上 96 令和2年11月16日付け「特定団体 Bの資産隠匿等に関する情報」(乙12及び不開示理由35号証) 2及び不開示理由3 97 特定団体C広報のホームページの一部を印刷した書面(写し)(乙16号面) 不開示理由2及び不開示理由2及び不開示理をおり 98 特定教本A(写し)(乙17号証) 同上 99 特定教本B(写し)(乙18号証) 不開示理由1,不開示理由2及び不開示理由3 100 特定教本C(写し)(乙19号証) 同上	理
を印刷した書面(写し)(乙14号 証) 96 令和2年11月16日付け「特定団体 不開示理由1,不開示理目 Bの資産隠匿等に関する情報」(乙1 2及び不開示理由35号証) 97 特定団体C広報のホームページの一部 不開示理由2及び不開示理を印刷した書面(写し)(乙16号 由3 証) 98 特定教本A(写し)(乙17号証) 同上 99 特定教本B(写し)(乙18号証) 不開示理由1,不開示理目2及び不開示理由3 100 特定教本C(写し)(乙19号証) 同上	理
 証) 96 令和2年11月16日付け「特定団体 不開示理由1,不開示理目 Bの資産隠匿等に関する情報」(乙1 2及び不開示理由3 5号証) 97 特定団体C広報のホームページの一部 不開示理由2及び不開示理を印刷した書面(写し)(乙16号 由3 in) 98 特定教本A(写し)(乙17号証) 同上 99 特定教本B(写し)(乙18号証) 不開示理由1,不開示理目2及び不開示理由3 100 特定教本C(写し)(乙19号証) 同上 	理
96 令和2年11月16日付け「特定団体 不開示理由1,不開示理由3	理
Bの資産隠匿等に関する情報」(乙1 5号証) 2及び不開示理由3 97 特定団体C広報のホームページの一部を印刷した書面(写し)(乙16号由3 本部(写し)(乙16号由3 98 特定教本A(写し)(乙17号証)同上 同上 99 特定教本B(写し)(乙18号証)不開示理由1,不開示理由2及び不開示理由3 本別示理由3 100 特定教本C(写し)(乙19号証)同上 同上	理
5号証) 97 特定団体C広報のホームページの一部 不開示理由2及び不開示理を印刷した書面(写し)(乙16号由3 証) 由3 98 特定教本A(写し)(乙17号証) 同上 99 特定教本B(写し)(乙18号証) 不開示理由1,不開示理由2及び不開示理由3 100 特定教本C(写し)(乙19号証) 同上	
97 特定団体C広報のホームページの一部 不開示理由2及び不開示理を印刷した書面(写し)(乙16号由3 を印刷した書面(写し)(乙17号証) 由3 98 特定教本A(写し)(乙17号証) 同上 99 特定教本B(写し)(乙18号証) 不開示理由1,不開示理由2及び不開示理由3 100 特定教本C(写し)(乙19号証) 同上	
を印刷した書面(写し)(乙16号 由3 証) 98 特定教本A(写し)(乙17号証) 同上 99 特定教本B(写し)(乙18号証) 不開示理由1,不開示理由2及び不開示理由3 100 特定教本C(写し)(乙19号証) 同上	
証) 98 特定教本A (写し) (乙17号証) 同上 99 特定教本B (写し) (乙18号証) 不開示理由1,不開示理由2及び不開示理由3 100 特定教本C (写し) (乙19号証) 同上	由
98 特定教本A (写し) (乙17号証) 同上 99 特定教本B (写し) (乙18号証) 不開示理由1,不開示理由2及び不開示理由3 100 特定教本C (写し) (乙19号証) 同上	由
99 特定教本B (写し) (乙18号証) 不開示理由1,不開示理由2及び不開示理由3 100 特定教本C (写し) (乙19号証) 同上	由
2及び不開示理由3 100 特定教本C (写し) (乙19号証) 同上	由 ——
100 特定教本C (写し) (乙19号証) 同上	
1 0 1 特定教本D(写し)(乙2 0 号証)	
102 特定教本E (写し) (乙21号証) 同上	
103 特定教本F (写し) (乙22号証) 同上	
104 特定教本G(写し) (乙23号証) 同上	
105 特定教本H(写し)(乙24号証) 同上	
106 特定書籍B(写し)(乙25号証) 同上	
107 特定書籍C(写し) (乙26号証) 同上	
108 特定書籍D(写し)(乙27号証) 同上	
109 特定書籍E (写し) (乙28号証) 同上	
110 インターネット記事(「特定団体 C特 不開示理由 2 及び不開示理	埋
定個人B代表の会見全文「特定見出し」由3	
F」」と題するもの)を印刷した書面 (写し) (乙29号証)	
1 1 1 雑誌「特定雑誌C(No. 34)」の 同上	=
111 無説「特定無説と(NO. 34)」の 同工 一部 (写し) (乙30号証)	
112 インターネット記事(「特定見出し」同上	
G」と題するもの)を印刷した書面	
(写し) (乙31号証)	
113 雑誌「特定雑誌C(No. 33)」の 同上	
一部 (写し) (乙32号証)	

1 1 4	雑誌「特定雑誌C(No. 18)」の	同上
	一部(写し)(乙33号証)	
1 1 5	平成30年7月11日付け特定新聞A	同上
	の一部(写し) (乙34号証)	
1 1 6	雑誌「特定雑誌D(2018.7.2	同上
	6)」の一部(写し)(乙35号証)	
1 1 7	新聞記事(証拠説明書で「特定新聞	同上
	B」(作成年月日 2018年7月2	
	7日)と特定されたもの)の一部(写	
	し) (乙36号証)	
1 1 8	令和2年11月20日付け「陳述書」	不開示理由1,不開示理由
	(乙37号証)	2及び不開示理由3
1 1 9	年報誌「特定雑誌B第7号」の一部	不開示理由2及び不開示理
	(写し) (乙38号証)	由 3
1 2 0	特定団体C・外部監査委員会のホーム	同上
	ページの一部を印刷した書面(写し)	
	(乙39号証)	
1 2 1	令和2年9月30日付け「陳述書」	不開示理由1,不開示理由
	(写し) (乙40号証)	2及び不開示理由3
1 2 2	特定団体C・外部監査委員会のホーム	不開示理由2及び不開示理
	ページの一部を印刷した書面(写し)	由 3
	(乙41号証)	
1 2 3	雑誌「特定雑誌E 2018年4月	同上
	号」の一部(写し)(乙42号証)	
1 2 4	令和2年11月15日付け「第84回	不開示理由1,不開示理由
	報告書」の一部(写し)(乙43号	2及び不開示理由3
	証)	